

平成二十三年 大学院人文科学府博士後期課程編入学第2期入学試験問題  
(日本史学)

次の一〜三の設問に答えなさい。

なお、設問の三については、別添の史料がある。

一 地域史という方法にはどのような利点があると考えられるか。具体的な事例に言及しながら、自由に論じなさい。

二次の(1)〜(7)から5つを選び、詳しく説明しなさい。

- (1) 地方税
- (2) 初期議会
- (3) 日露協約
- (4) 金本位制
- (5) 日本資本主義発達史講座
- (6) 小磯昭内閣
- (7) 警察予備隊

三 別添の史料を読み、設問(一)～(四)に答えなさい。

(一) 「郡制廃止法律案」について史料から読み取ることでできる内容を、①～③に言及しながら、具体的に論述しなさい。

① この史料の一般的な名称、およびその閲覧方法

② 法律案提出者とその意図

③ 法律案が必要であるとする理由と、それにより期待される効果

(二) 「郡制廃止法律案」が法律になるためには、このあと帝国議会においてどのような過程を経る必要があるのか、簡単に述べなさい。

(三) 「郡制廃止法律案」に関する様子をより詳しく知るにはどのような史料を使えばよいか。またそれらによってどのようなことが分かると予想されるか。それらの史料の閲覧方法を含め、できるだけ具体的に述べなさい。

(四) 郡制はこのあとどうなったのか。知るところを詳しく述べなさい。

著作権上の理由により、このWeb公開版では設問三の別添の問題文を削除した。

平成二十三年度 大学院人文科学府博士後期課程編入学第1期入学試験問題  
(日本史学)

次の一〜四の設問から2問を選び解答しなさい。

なお、設問の三については、別冊(史料Aと史料Bの2冊)がある。

一 日本古代における神祇信仰について、三十行程度で簡潔に説明しなさい。ただし、次の語句を必ず用いること。

神仏習合

磐座

祈年祭

社殿

記紀神話

神祇官

天皇

二 左に掲げた史料に関する設問(二)〜(四)に答えなさい。

源氏物語

後、同イ本  
及義解无、恐衍

非、原作誤、據  
本傍朱書改

之、或當作文○  
節、蘇本印本作

二、原作三、今從  
原イ本四イ本宮  
本傍書蘇本印本

凡天皇。爲本服二等以上親喪。服錫紵。

謂凡人君即位。服絕傍襟。唯有心喪。故云本服。其三后及皇太子。不得絕傍襟。故律除本

服字也。依儀制令。子爲一等。故稱二等以上。即外祖父母亦同。依同令。皇帝不視事。與二等親同故。其天皇爲後考妣。令條無文。依式處分也。錫紵者。細布。即用淺纒染也。釋云。天皇即位則絕服。期唯有心喪。故稱本字也。唐令。錫縹者。儀禮。喪服傳。無事。其縹有事。其布曰錫。音先擊反。此令錫紵者。錫色紵服耳。鑑黑曰錫。然則黑染淺色耳。三后皇太子。可服本服。爲除名例律本服字之故。古記云。本服。謂天皇即位則絕服。則准有心喪之時。服錫紵。退則脫耳。錫紵。謂黑染之色。若自不臨者。不服耳。然案禮。天子絕傍襟。今驗令文。本服三月以上。則明令意於父母。亦絕服期也。三后亦同。何者。案名例律議親條注。云。太皇太后。本服七日以上。親皇后。本服一月以上。親故。但於皇太子者。且特合勘也。問。以文稱本服。何知絕服期也。答。若不絕服期者。文稱臨。五月以上。服親喪。可云本字不合稱故。絕服期可知也。跡云。天皇絕服之人。故稱本服也。穴云。太上天皇亦同也。二等親。謂下條有服紀之。即二等親皆是。其於外祖父母。放二等親爲良也。問。自誰曰初服。答云。儀制不見文。但准量上令云。凡給喪假。以喪日爲始。舉哀以聞。令云。皇帝一等以上親。及外祖父母。右大臣以上。若散一位喪。皇帝不視事三日。義解云。依喪假令。從二發。喪日。始計至三日者。今案。下條云。發喪三日。義云。先祭二日。始舉哀。乃至三日。以終。是數喪三日者。然則。先祭二日。可服錫紵也。

喪爲始。朱云。天皇者。太上。天皇並同也。凡服錫紵。并除白衣日限。專可依儀制令者。然則。外祖父母。右大臣以上。并散一位等。皆依此令。除白衣。可用雜色。但日限。依儀制令。三日可服耳。凡此服死日。即可服也。於此令。發喪日。亦死日。即可發耳。不見別文者。先云。物云。別可有發喪日。此日可服者。未明何。額亦云。別可有發喪日。此日可服。然則。依下條。假發喪日。三日者。未葬前二日。見葬日。一日耳。禮意如此者何。

(次頁に続く)

下、原作上、今意  
改、條本印本  
及義解補  
詩、原作喪、疑核  
本印本及詩經改、  
下同、或當作口  
外、排表解補

又四位以下、无發喪日、親等者見葬日可服者何、額云、此令本服二或以上親者、父母並同无別者、儀制令亦然也。為三等以下。謂、四等以上、即五等之內、无服親故也、依儀制令三等親喪、皇帝不視事一日、即四等親喪、雖得視事、而除帛之制、亦一日爲限也。穴云、三等以下、謂四等以上有服紀也、於四等親、雖不停視事、尙除帛衣、但放三等親、一日除帛衣耳、跡云、四等五等親、此三等雖除帛衣一日、但依儀制令、於四五等親、不可停視事也。朱云、額同。及諸臣之喪。謂、儀制令、皇帝不視事是也、釋无別、古記云、也。一云、案儀制令、右大臣以上、若散一位喪、皇帝不視事三日、百官三位以上喪、皇帝不視事一日、依此耳、一云、不見限、臨當時、廣云耳、跡云、諸臣、謂依儀制令、職事三位以上、不視事一日是也。朱云、額云、儀制令云、三位以上者、職事散官無別者、未明、遂諸說何。除帛衣。謂、白練衣、釋云、帛衣、白練衣也、除帛衣故者、我朝以白色爲馬、殷禮以白爲貴、故云然也。古記云、問、除帛衣、其意如何、答、當朝以帛色爲貴色、天皇朝聞上品、皆用之、各以己所好色爲貴、故詩云、有客々々、亦白其馬、殷禮以白爲貴、故然也。穴云、帛衣、舊古之代、屬意稱、白、衣、一卷私、今可求、帛字訓。外、通用雜色。古記云、通用雜色、謂紫、蘇、芳等色、皆用也。朱云、問、此條天皇字上、指說歟、何、額云、若然歟者、何。

(一) 本史料のa呼称、b編者、c成立した世紀、を答えなさい。

(二) 本史料を用いて大宝令の条文を復元しなさい。ただし、どの部分を用いて、どのような字句を復元するか、その考察過程を記すこと。なお左に、本条のもとになった唐令文を参考として掲げる。

- 四(開七) 皇帝臨臣之喪、一品服錫縗、三品已上
- 總縗、四品已下疑縗、皇太子臨弔、三師三少則
- 錫縗、官臣四品已上總縗、五品已下疑縗。

(三) 本条冒頭部分の義解・令釈・穴記をそれぞれ読み下しなさい。

(四) 本条に見えている「物云」「額云」とは何か、説明しなさい。

三 別冊の史料A・Bを読み、設問(一)～(三)に答えなさい。

(一) 史料Aから読み取ることのできる内容を、①～⑦に言及しながら、具体的に論述しなさい。

- ①この史料が作成された時点の制度
- ②そこに至るまでの変遷
- ③改革案の内容
- ④それらの改革が必要であるとする理由
- ⑤改革によって期待される効果
- ⑥改革案を中心として立案した官庁
- ⑦立案にあたって参考にした意見

(二) 史料Aにおける改革案はどうなったか。またその理由はいかなるものと推測できるか。史料Bと照合しながら考察しなさい。

(三) 史料A・Bが作成された当時の内閣は、宗教全般に対する立法を試みたことでも知られる。同内閣が立法を試みるに至った背景とその内容、およびその結果について論述しなさい。同

四 次の(一)～(三)のうち2つを選び、詳しく論述しなさい。

(一) 日米関係の変遷(一八五三年から一九五二年まで)

(二) 財政政策の変遷(一八六八年から一九四九年まで)

(三) 議会と内閣との関係の変遷(一八九〇年から一九四七年まで)

著作権上の理由により、このWeb公開版では別冊の問題文を削除した。